

## 5. 議会改革特別委員会が出した最終結論Ⅱ

### (1) 議員定数

#### 結論

議員定数については、特別委員会では、常任委員会数を3、委員数を7名とするこ  
とで意見が一致した。また、議長が常任委員会に属するか否かで、22名（現状維持）  
とする意見と21名（1名削減）とする意見に分かれた。協議の結果、22名（現状維  
持）を結論とした。なお、それぞれの理由は下記の通りである。

【22名（各常任委員会の人数7人×3常任委員会+1人=22人）】

＜主な理由＞（11名の委員）

- 議長の独立性、公平性を担保し、議会全体を代表するために議長は1常任委員会  
に属すべきではない。
- 地域民主主義の視点から広く市民の声を反映させるためには、減らすべきではな  
い。
- 議会費を削減するのであれば、議員報酬を削減するべきであり、定数を減らすべ  
きでない。

【21名（各常任委員会の人数7人×3常任委員会=21人）】

＜主な理由＞（8名の委員）

- 議長も1議員として一つの常任委員会に属し、意見を表明できる機会が必要。
- 財政的に減らすことが必要。
- 近隣自治体に合わせるべき。

### (2) 議員報酬

#### 結論

- 現状の月額49万円を維持する。
- 来期以降も原価方式で算出する場合には、調査を行う議員数を増やし、継続し  
て実態調査を行うべきである。さらに、議員報酬については、第三者評価を行  
い、適宜見直しを行うことを合わせて検討する。

<理由>議員報酬の検討にあたり、議会改革の先進自治体として知られる会津若松市議会を参考に、

$$\textcircled{1} \text{ 原価方式 (試算議員報酬月額} = \text{市長給料月額} \times \frac{\text{議員活動換算日数モデル}}{\text{市長職務遂行日数}})$$

を基本とし、

②比較方式（他自治体議員、市の職員との比較）、

③生活保障の観点（誰もが立候補できる条件整備のため）も合わせて協議した。

①については、5人の有志が2013年の活動の実態調査を行った。市民からは調査を行った議員数の少なさ、職責の異なる市長の給料をもとに試算したことへの批判もあったが、前者については今後の課題とし、後者については、視察した会津若松市議会でも、同じ「公選」ということで市長給料をもとにしていることから、これを採用した。

そこから試算された報酬額を検討の結果、議員活動として定義した12の活動（84～85 ページ参照）に地域活動を加えた年間実働日数204日＝月額51万8018円を「上限額」とした。

市民からは「地域活動は選挙活動だ」、「市民はボランティアでやっている」という厳しい意見がある一方で、「自治会等の活動もしっかりやってほしい」という声もあること、スーパーバイザー・江藤俊昭氏も「地域活動を加えてもよいのではないか」との意見であったこと、何より国立においては議員活動と地域活動が切り離せないことが主な理由である。

②については、議員一人あたりの報酬額については多摩26市中13番目であること、

③については、議員報酬には諸手当・年金・退職金が全くなく、議会改革で今後さらに実働時間が増えれば兼業は難しいことから、これらを考え合わせた結果、現状の月額49万円を維持する結論に至った。

### （3）役職加算

#### 結論

役職加算については、特別委員会では廃止する意見と現状維持とする意見に分かれた。協議の結果、現状維持を結論とした。なお、それぞれの理由は下記の通りであ

る。

#### 【役職加算を残す】（10名の委員）

役職加算は議員がお手盛りで期末手当の上乗せをしているのではなく、平成2年の人事院勧告に基づき、ほとんどの自治体の公務員、議員に導入されているため、現状維持とする。

#### 【役職加算をやめる】（9名の委員）

議会費の削減をするなら議員定数を減らすよりも、役職加算を全廃すべきとする。

### （4）政務活動費

#### 結論

- 現状の月額1万円とする。
- 透明性を高めるために、収支報告書及び領収書を議会のホームページに掲載する。来期において、政務活動費の実態調査に取り組む。

#### <理由>

政務活動費については、各議員ともに現状額では不足しており、自身の報酬から補っている実態がある。政務活動費の実態調査をした上で、議員活動の公費支出のあり方を報酬及び役職加算との関連を踏まえ、増額を検討すべきとの意見で一致した。

### （5）市長諮問機関等への議員の参画

#### 結論

- 法定でないものについては、一切参画しない。
- 法律による参画義務のあるものについては参画する。ただし無報酬とする

#### <説明>

当初は、国立市の特徴である都市景観審議会には参画すべきとしたが、特別委員会で、「なぜ景観審だけなのか」との疑問が出され検討した結果、景観行政は重要な政策だが、議会は市長の下部機関ではないので、他の諮問機関等と差を設けない事にし

た。

そのため、市に対して、議員に、市長諮問機関等の開催日の通知を求める。希望する議員は傍聴でき、資料については、必要な議員が当局に請求できる。なお、議案となる諮問事項は、常任委員会で随時報告を求める。